

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱

4 北福介第2400号

令和4年9月21日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けながらも、介護サービスの安定的な供給を継続している介護サービス事業所及び介護施設（以下「事業所」という。）に対し、物価高騰による介護サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として実施する東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 給付金の支給対象は、令和8年7月1日（以下「基準日」という。）時点において、北区内に所在し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認可又は指定を受けている事業所であって、別表に定める介護サービスを提供し、かつ、令和8年4月1日以降継続して事業を運営しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所については給付金の支給対象外とする。

- (1) 基準日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所
- (2) サテライト型事業所
- (3) 介護老人福祉施設の空床を利用して介護サービスを提供する短期入所生活介護事業所
- (4) 当該事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある事業所

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書（別記第1号様式）を区長

に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、区長が指定する日までに行うものとする。

（支給決定等）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、給付金を支給することを決定し、その旨を東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、給付金を支給することが適当でないと認めるときは、給付金を支給しないことを決定し、その旨を東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による給付金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者は、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに当該請求書に係る給付金を支給するものとする。

5 区長は、支給決定に当たって、支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（書類の保存）

第6条 給付金の支給を受けた者は、当該給付金に係る別に定める書類を、支給決定の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第7条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、若しくは文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消し及び給付金の返還）

第8条 区長は、支給決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すとともに、既に給付金が支給されている場合は、その返還を命ずることができる。この場合において、取消し等により当該者に損害が生じたときであっても、区長は、その損害の責めを負わないものとする。

（1）偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

付 則 (令和5年6月12日 区長決裁5北福介第1582号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則 (令和5年12月12日 区長決裁5北福介第3491号)

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

付 則 (令和6年12月25日 区長決裁6北福介第3741号)

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

付 則 (令和7年12月22日 区長決裁7北福介第3662号)

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

付 則 (令和8年7月15日 区長決裁8北福介第2101号)

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

支給対象 (サービス種別)	支給額
夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所につき50,000円
区立通所介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	1事業所につき100,000円
特定施設入居者生活介護及び軽費老人ホーム	1事業所につき150,000円
認知症対応型共同生活介護、区立短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所につき200,000円
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1事業所につき600,000円
区立介護老人福祉施設	1事業所につき900,000円

年 月 日

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職・氏名

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金の支給について申請します。

記

1 申請額 円

支給を受けた給付金は、対象事業所において、原油価格、電気・ガス料金その他の物価高騰の影響を受ける経費に活用します。

また、給付金の支給を受けた後、区が求めた場合には、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第7条に基づく調査等に応じます。

第 号
年 月 日

様

東京都北区長 印

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金につきまして、審査の結果、下記のとおり支給を決定したので、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第5条第1項の規定により、通知します。

記

金 額： _____ 円

第 号
年 月 日

様

東京都北区長 印

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金については、審査の結果、支給しないことと決定したので、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

不支給とした理由

年 月 日

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職・氏名

東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書

年 月 日付 号で支給決定通知のあった、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円